

3. 300円分の神奈川県収入証紙を貼り付けます(4つの枠のうち貼付位置は自由)。※収入印紙や、横浜市等の他自治体の収入証紙では受付できません。

第1号様式(第2条関係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

申請書は、申請免許1件につき1枚ずつ必要です
(ex: 中学校と高等学校の免許状を1件ずつ(計2件)申請する場合、申請書は2枚、収入証紙も3,300円×2セット必要です)。

免許状授与等申請書

同校種かつ同教科で、専修・一種・二種のうち複数の免許状を同時に申請することはできません。申請要件を満たす中で最も上位の免許状のみ申請できます。例: 中学校専修免許状(数学)を取得する場合、中学校一種免許状(数学)を未申請で所持していないときは、中学校専修免許状(数学)のみの申請ができることとなります(下位の免許状を同時に申請する必要はありません)。

氏名(自署)は、手書きでご記入ください(コピー不可)

氏名 (自署) 免許 太郎

電話番号(昼間の連絡先)
(000) 000 - 0000

電子メールアドレス

menkyo.ta

「幼稚園」「小学校」「中学校」「高等学校」「養護」「栄養」のいずれか ※今回新たに取得する免許状の種類を記載

領域(教育職) 「専修」「一種」「二種」のいずれかを記載

「中学校」「高等学校」の場合のみ、今回新たに取得する教科を記載 (中・高以外の場合は空欄)

を宣誓します。

申請免許状の種類	中学校 教諭 一種 免許状		教科、領域又は事項	外国語(英語)
ふりがな	めんきょ たろう		生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
氏名	免許 太郎		年齢	〇〇歳
			本籍地	神奈川県(都・道・府・県)
旧姓又は通称名	ふりがな		ふりがな	
	旧姓		通称名	
学歴	学校名	学部科・専攻名	修学期間	卒業・修了の別
	神奈川県立〇〇高等学校	普通科	〇〇年〇月 ~ 〇〇年〇月	卒業
	〇〇大学	〇〇学部〇〇学科	〇〇年〇月 ~ 〇〇年〇月	卒業
	〇〇大学通信教育部	〇〇学部〇〇学科	〇〇年〇月 ~ 〇〇年〇月	在学中
	学歴は、「高等学校」以降を記載してください。		年 月 ~ 年 月	

「卒業」: 専門学校・大学等卒業済の場合
「修了」: 科目等履修修了済・大学院修了済の場合
「在学中」: 現在も在学中の場合
「退学」: 中途退学した場合

- 備考 1 申請免許状の種類欄は、教諭の前には一種、二種のいずれかを記入してください
- 2 教科、領域又は事項欄は、中学校、高
- 3 所有する免許状は、既に免許状を所有する場合に必ず記入してください。(裏面)

(裏)

(所有する免許状)

免許状の種類 (教科・領域等)	免許状番号	授与年月日	授与権者 (教育委員会)	免許状記載の 氏名	免許状記載 の本籍地
(記載例) 高等学校 教諭 一種免許状(国語)	平10高一種 第08140号	平成11年 3月31日	神奈川県	免許太郎	東京都
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	※既に取得済みの <u>教員免許状</u> について 全て 記載 (テキスト入力可) ※保育士証、司書教諭修了証書、保健師免許証、栄養士免許証、介護福祉士資格等、教員免許状以外の資格については記載しないで ください。				都・道 府・県
教諭 免許状()					都・道 府・県
教諭 免許状()					都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	年 月 日	都・道 府・県		都・道 府・県

参 考 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当する者とは、次に掲げる者をいいます。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者 (第3号)
- (2) 公立学校の教員であって、懲戒免職又は分限免職の処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 (第4号)
- (3) 国・公・私立学校の教員又は教育職員以外の者であって、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 (第5号)
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (第6号)